（株式）（※１）

（割当を受けた者）（※2）（以下「甲」という。）及び（新規上場申請者）（※3）（以下「乙」という。）は、証券会員制法人札幌証券取引所（以下「札証」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 年 月 日（※4）発行予定の乙株式（以下「本件株式」という。）（株式数）（※5）株に関し、以下のとおり確約する。

　なお、本件株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換（会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権についても本件株式に含むものとする。

第１条 甲は、本件株式の割当を受けた日である 年 月 日（※6）からその上場後６か月間を経過する日（当該日において本件株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後１年間を経過していない場合には、本件株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後１年間を経過する日）までの間は、本件株式の全部又は一部を第三者に譲渡しないものとする。ただし、次の各号に掲げる事由が生じ、かつ、甲が乙に対して当該事由により本件株式の全部又は一部を譲渡したい旨を記載した書面をあらかじめ提出した場合は、この限りではない。

(1) 甲の経営又は資産の状態が著しく悪化した場合

(2) 本件株式の全部又は一部を譲渡することが社会通念上やむを得ないと認められる場合

第2条 甲は、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡方法、譲渡の理由等を、乙に書面により報告する。

２　甲は、乙が札証から本件株式の所有状況について照会を受け、当該照会に基づき本件株式の所有状況について乙から確認を求められた場合には、直ちに、その内容について乙に報告する。

３ 乙は、甲の本件株式の譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請した日以後上場後６か月間を経過する日（当該日において本件株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後１年間を経過していない場合には、本件株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後１年間を経過する日）までの間に行われたときには譲渡後直ちに、当該譲渡の内容を記載した書面を札証に提出し、札証から本件株式の所有状況について照会を受けた場合には遅滞なく、当該所有状況を札証に報告する。

４ 甲は、乙が本件株式の譲渡又は所有状況に関する内容について札証に報告することに同意し、甲及び乙は、札証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

第３条 乙は、上場計画を変更し、本件株式の割当を受けた日が上場申請日の直前事業年度の末日の１年前の日以後の期間に入らないことが確定したときはその旨を、甲に対して文書で通知することとする。

２ 前項の通知を受けた場合は、前２条の規定は効力を失う。

第４条 乙が上場申請を行う場合、本確約書の写しは、上場申請書類に添付されるものとする。

２ 甲及び乙は、札証が本確約書の写しを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約書の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

 年 月 日（※7）

甲 （住 所）

（氏 名） 印（※8）

乙 （住 所）

（氏 名） 印（※8）

（記載上の注意事項）

※１．新株の割当を受けている場合には、（株式）と記載されている所定様式を、新株予約権の割当を受けている場合には、（新株予約権）と記載されている参考様式を、ストックオプションとしての新株予約権の割当を受けている場合には、（ストックオプションとしての新株予約権）と記載されている参考様式を、それぞれ利用してください。なお、ここで定義されるストックオプションとしての新株予約権とは、申請会社が「役員又は従業員等（注）」に対して報酬として発行した新株予約権をいいます。

（注） 「役員又は従業員等」とは、①申請会社の役員又は従業員、②申請会社の子会社の役員又は従業員をいいます。ここでの役員とは役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含みます）をいいます。なお、弁護士、会計士、顧問、大学教授等の会社協力者等や契約社員及び入社前の者は「役員又は従業員等」には該当しません。

※２．括弧内に割当取得者の氏名を記載してください。

※３．括弧内に申請会社の会社名を記載してください。

※４．前文における日付記入欄には、割当を受けた日付を記載してください。

※５．前文における（株式数）記入欄には、取締役会で付与された株式数を記載してください。

※６．第1条における日付記入欄には、（※4）と同じく割当を受けた日付を記載してください。

※７．確約書締結日を記載してください。割当を受けた日付以前に確約の締結が行われていない場合には、原則として上場申請の不受理又は取消しとなります。

※８．署名及び捺印に記入漏れがある場合は、原則として上場申請の不受理又は取消しとなります。

※９．本確約書の提出に当っては、この（記載上の注意事項）の添付の必要はありません。

［参考様式］

（新株予約権）（※１）

（割当を受けた者）（※2）（以下「甲」という。）及び（新規上場申請者）（※3）（以下「乙」という。）は、証券会員制法人札幌証券取引所（以下「札証」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 年 月 日発行（※4）割当予定の乙新株予約権（以下「本件新株予約権」という。）（当該新株予約権の個数）（※5）個に関し、以下のとおり確約する。

　なお、本件新株予約権について他の種類の株式等への転換（会社がその発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）又は行使が行われたときには、当該転換又は行使により取得した株式及び新株予約権並びに当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式又は新株予約権も本件新株予約権に含むものとする。

第１条 甲は、本件新株予約権の割当日である 年 月 日（※6）からその上場後６か月間を経過する日（当該日において本件新株予約権の割当日以後１年間を経過していない場合には、本件新株予約権の割当日以後１年間を経過する日）までの間は、本件新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡しないものとする。ただし、次の各号に掲げる事由が生じ、かつ、甲が乙に対して当該事由により本件新株予約権の全部又は一部を譲渡したい旨を記載した書面をあらかじめ提出した場合は、この限りではない。

(1) 甲の経営又は資産の状態が著しく悪化した場合

(2) 本件新株予約権の全部又は一部を譲渡することが社会通念上やむを得ないと認められる場合

第2条 甲は、本件新株予約権の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡方法、譲渡の理由等を、乙に書面により報告する。

２　甲は、乙が札証から本件新株予約権の所有状況について照会を受け、当該照会に基づき本件新株予約権の所有状況について乙から確認を求められた場合には、直ちに、その内容について乙に報告する。

３ 乙は、甲の本件新株予約権の譲渡が上場申請日前に行われたときは上場申請のときに、上場申請した日以後上場後６か月間を経過する日（当該日において本件新株予約権の割当日以後１年間を経過していない場合には、本件新株予約権の割当日以後１年間を経過する日）までの間に行われたときには譲渡後直ちに、当該譲渡の内容を記載した書面を札証に提出し、札証から本件新株予約権の所有状況について照会を受けた場合には遅滞なく、当該所有状況を札証に報告する。

４ 甲は、乙が本件新株予約権の譲渡又は所有状況に関する内容について札証に報告することに同意し、甲及び乙は、札証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

第３条 乙は、上場計画を変更し、新株予約権の割当日が上場申請日の直前事業年度の末日の１年前の日以後の期間に入らないことが確定したときはその旨を、甲に対して文書で通知することとする。

２ 前項の通知を受けた場合は、前２条の規定は効力を失う。

第４条 乙が上場申請を行う場合、本確約書の写しは、上場申請書類に添付されるものとする。

２ 甲及び乙は、札証が本確約書の写しを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約書の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

 年 月 日（※7）

甲 （住 所）

（氏 名） 印（※8）

乙 （住 所）

（氏 名） 印（※8）

（記載上の注意事項）

※１．新株の割当を受けている場合には、（株式）と記載されている参考様式を、新株予約権の割当を受けている場合には、（新株予約権）と記載されている参考様式を、ストックオプションとしての新株予約権の割当を受けている場合には、（ストックオプションとしての新株予約権）と記載されている参考様式を、それぞれ利用してください。なお、ここで定義されるストックオプションとしての新株予約権とは、申請会社が「役員又は従業員等（注）」に対して報酬として発行した新株予約権をいいます。

（注）「役員又は従業員等」とは、①申請会社の役員又は従業員、②申請会社の子会社の役員又は従業員をいいます。ここでの役員とは役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含みます）をいいます。なお、弁護士、会計士、顧問、大学教授等の会社協力者等や契約社員及び入社前の者は「役員又は従業員等」には該当しません。

※２．括弧内に割当取得者の氏名を記載してください。

※３．括弧内に申請会社の会社名を記載してください。

※４．前文における日付記入欄には、割当を受けた日付を記載してください。

※５．前文における（当該新株予約権の個数）記入欄には、取締役会で付与された新株予約権の個数を記載してください。

※６．第1条における日付記入欄には、（※4）と同じく割当を受けた日付を記載してください。

※７．確約書締結日を記載してください。割当を受けた日付以前に確約の締結が行われていない場合には、原則として上場申請の不受理又は取消しとなります。

※８．署名及び捺印に記入漏れがある場合は、原則として上場申請の不受理又は取消しとなります。

※９．本確約書の提出に当っては、この（記載上の注意事項）の添付の必要はありません。

［参考様式］

（ストックオプションとしての新株予約権）（※1）

（割当を受けた者）（※2）（以下「甲」という。）及び（新規上場申請者）（※3）（以下「乙」という。）は、証券会員制法人札幌証券取引所（以下「札証」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）に基づき、甲が乙より報酬として割当を受け取得する 年 月 日（※4）割当予定の上場前公募等規則第20条の規定の適用を受ける乙新株予約権（以下「本件新株予約権」という。）（当該新株予約権の個数）（※5）個に関し、以下のとおり確約する。

第１条 甲は、本件新株予約権の割当日である 年 月 日（※6）から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日までの間は、本件新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡しないものとする。

２ 甲は、本件新株予約権について他の種類の株式等への転換（会社がその発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）又は行使が行われたときには、当該転換又は行使により取得した株式及び新株予約権並びに当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式又は新株予約権（以下「取得株式等」という。）について、その割当日から上場日の前日までの間は、取得株式等の全部又は一部を第三者に譲渡しないものとする。ただし、次の各号に掲げる事由が生じ、かつ、甲が乙に対して当該事由により取得株式等の全部又は一部を譲渡したい旨を記載した書面をあらかじめ提出した場合は、この限りではない。

1. 甲の経営又は資産の状態が著しく悪化した場合
2. 取得株式等の全部又は一部を譲渡することが社会通念上やむを得ないと認められる場合

第2条 甲は、取得株式等の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡方法、譲渡の理由等を、乙に書面により報告する。

２　甲は、乙が札証から本件新株予約権又は取得株式等の所有状況について照会を受け、当該照会に基づき本件新株予約権又は取得株式等の所有状況について乙から確認を求められた場合には、直ちに、その内容について乙に報告する。

３ 乙は、甲の本件新株予約権又は取得株式等の譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請した日以後上場日の前日までの間に行われたときには譲渡後直ちに、当該譲渡の内容を記載した書面を札証に提出し、札証から本件新株予約権又は取得株式等の所有状況について照会を受けた場合には遅滞なく、当該所有状況を札証に報告する。

４ 甲は、乙が本件新株予約権又は取得株式等の譲渡又は所有状況に関する内容について札証に報告することに同意し、甲及び乙は、札証が取得株式の譲渡又は所有状況に関する内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第３条 乙は、上場計画を変更し、本件新株予約権の割当日が上場申請日の直前事業年度の末日の１年前の日以後の期間に入らないことが確定したときはその旨を、甲に対して文書で通知することとする。

２ 前項の通知を受けた場合は、前２条の規定は効力を失う。

第４条 乙が上場申請を行う場合、本確約書の写しは、上場申請書類に添付されるものとする。

２ 甲及び乙は、札証が本確約書の写しを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約書の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

 年 月 日（※7）

甲 （住 所）

（氏 名） 印（※8）

乙 （住 所）

（氏 名） 印（※8）

（記載上の注意事項）

※１．新株の割当を受けている場合には、（株式）と記載されている参考様式を、新株予約権の割当を受けている場合には、（新株予約権）と記載されている参考様式を、ストックオプションとしての新株予約権の割当を受けている場合には、（ストックオプションとしての新株予約権）と記載されている参考様式を、それぞれ利用してください。なお、ここで定義されるストックオプションとしての新株予約権とは、申請会社が「役員又は従業員等（注）」に対して報酬として発行した新株予約権をいいます。

（注）「役員又は従業員等」とは、①申請会社の役員又は従業員、②申請会社の子会社の役員又は従業員をいいます。ここでの役員とは役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含みます）をいいます。なお、弁護士、会計士、顧問、大学教授等の会社協力者等や契約社員及び入社前の者は「役員又は従業員等」には該当しません。

※２．括弧内に割当取得者の氏名を記載してください。

※３．括弧内に申請会社の会社名を記載してください。

※４．前文における日付記入欄には、割当を受けた日付を記載してください。

※５．前文における（当該新株予約権の個数）記入欄には、取締役会で付与された新株予約権の個数を記載してください。

※６．第1条における日付記入欄には、（※4）と同じく割当を受けた日付を記載してください。

※７．確約書締結日を記載してください。割当を受けた日付以前に確約の締結が行われていない場合には、原則として上場申請の不受理又は取消しとなります。

※８．署名及び捺印に記入漏れがある場合は、原則として上場申請の不受理又は取消しとなります。

※９．本確約書の提出に当っては、この（記載上の注意事項）の添付の必要はありません。